

小学校教員養成長期プログラム受講者の教育実習履修に関する細則

平成29年4月14日
細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程(平成16年規程第52号)第6条の4第4項の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の小学校教員養成長期プログラム受講者(以下「受講者」という。)の鳴門教育大学学校教育学部
の教育実習科目の履修に関し必要な事項を定める。

(主免教育実習)

第2条 受講者の学校教育学部の「主免教育実習」の受講資格は、第2年次の8月20日までに、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)別表第一(第5条、第5条の2関係)に規定する単位のうち、次の表に定める単位を修得した者(修得見込みの者を含む。)で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。この場合において、免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第6条第1項表備考第12号から第16号の規定に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者については、それぞれの科目の単位数を修得単位として扱うものとする。

免許状の種類		大学において修得することを 必要とする最低単位数	教科に 関する科目	教職に 関する科目	教科又は 教職に 関する科目	合 計
小学校教諭	一種免許状		5	27	7	39

備考 「教科又は教職に関する科目」の単位数については、免許法施行規則第6条の2第2項の規定に基づき、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の余剰単位を含むものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月14日から施行し、平成28年度入学者から適用する。